



平成21年5月22日

各 位

会社名 三和倉庫株式会社
代表者名 取締役社長 石井 興一
(コード番号 9320 東証第2部)
問い合わせ先 取締役管理本部長 菅間 利夫
(TEL. 03-3578-3001)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成21年5月22日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成21年6月26日開催予定の第78回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化に機動的に対応するとともに、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。(現行定款第22条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

①決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第10条、第11条第3項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

②決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第11条第3項)

③その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております。)

現 行	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文の記載省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (条文の記載省略)</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>(株券の種類)</u></p> <p>第10条 当社の発行する株券の種類は、株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文の記載省略)</p> <p>2. (条文の記載省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第12条～第21条 (条文の記載省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第42条 (条文の記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第10条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第21条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、</p>

現 行	変 更 案
	<p><u>これを株主名簿管理人に委託し、当社において は取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日 まで有効とし、平成22年1月6日をもって 前条および本条を削るものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日

以上